

平成29年三条市議会第2回臨時会提出議案概要

議第 1 号 固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員に鶴巻鉄次を選任したいので議会の同意を求めるもの。

議第 2 号 平成29年度三条市一般会計補正予算

補 正 額 126,900千円

補正後の額 48,263,900千円

報第 1 号 専決処分報告について

(三条市税条例等の一部改正について)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じ、改正したもの。

【改正した条例】

三条市税条例

三条市都市計画税条例

三条市税条例等の一部を改正する条例（平成29年三条市条例第5号）

【改正の内容】

1 三条市税条例の一部改正

- (1) 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることとする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (2) 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準について特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (3) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格について、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を2分の1とする規定の整備

- (4) 居住用超高層建築物に係る固定資産税について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率（階層別専有床面積補正率）により補正する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (5) 特定被災共用土地が被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後４年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (6) 被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を２年度分から４年度分に拡充する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (7) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を３年間延長する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (8) 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (9) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (10) 平成29年４月１日から平成31年３月31日までの間に政府の補助を受けた者が特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格について、２分の１を参酌して３分の１以上３分の２以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を２分の１とする規定の整備
- (11) 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対して固定資産税を減額する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (12) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、適用期限を２年延長する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (13) 軽自動車税の賦課徴収の特例について、地方税法の改正が

行われたことに伴う規定の整備

(14) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(15) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることとする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(16) 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることとする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(17) 平成29年度の税制改正に伴う条ずれ等の規定の整備

2 三条市都市計画税条例の一部改正

(1) 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府の補助を受けた者が特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準となるべき価格について、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を2分の1とする規定の整備

(3) 平成29年度の税制改正に伴う規定の整備

3 三条市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(1) 市税条例の一部改正に伴う条ずれの規定の整備

専決処分日 平成29年3月31日

施行期日 平成29年4月1日

報第 2 号 専決処分報告について

(三条市国民健康保険税条例の一部改正について)

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じ、改正したもの。

【改正の内容】

国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、軽減判定所得の算定方法を次のように改める。

- (1) 5割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を26万5千円から27万円に引き上げる。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を48万円から49万円に引き上げる。

専決処分日 平成29年3月31日

施行期日 平成29年4月1日

報第 3 号 専決処分報告について

(平成28年度三条市一般会計補正予算)

補正額 29,210千円

補正後の額 49,862,027千円

専決処分日 平成29年3月31日

報第 4 号 専決処分報告について

(平成29年度三条市一般会計補正予算)

補正額 12,000千円

補正後の額 48,137,000千円

専決処分日 平成29年4月12日

報第 5 号 専決処分報告について

(平成29年度三条市農業集落排水事業特別会計補正予算)

補正額 12,000千円

補正後の額 821,600千円

専決処分日 平成29年4月12日

◎ 法令及び条例に基づく報告事項

- 1 議会の委任による専決処分の報告について
- 2 私債権の放棄の報告について

平成 29 年度 5 月補正予算の概要

1 概要

今回の補正予算は、実学系ものづくり大学及び医療系高等教育機関の施設建設に係る経費について、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額 : 48,137,000 千円	補正額 : 126,900 千円	計 : 48,263,900 千円
-----------------------	------------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
繰入金	126,900	総務費	126,900
計	126,900	計	126,900

(2) 補正予算の事業

① 高等教育機関施設建設事業費（政策推進課）	126,900 千円
------------------------	------------

【事業内容】

実学系ものづくり大学及び医療系高等教育機関の施設建設に係る基本設計等に要する経費を措置する。

【補正の内訳】

設計競技謝礼金	400 千円
地質調査委託料	49,500 千円
基本設計委託料	77,000 千円

平成 28 年度補正予算の概要（3 月 31 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、寄附採納に伴う財政調整基金等への積立てについて、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

（1）予算規模

補正前の額：49,832,817 千円	補正額：29,210 千円	計：49,862,027 千円
---------------------	---------------	-----------------

歳入の補正		歳出の補正	
寄附金	29,210	総務費	28,210
		商工費	1,000
計	29,210	計	29,210

（2）補正予算の事業

① 財政調整基金費（財務課） 28,210 千円

【事業内容】

ふるさと三条応援寄附金を受け、財政調整基金に積み立てる。

【補正の内訳】

財政調整基金積立金 28,210 千円

② 観光事業費（営業戦略室） 1,000 千円

【事業内容】

温泉保養交流施設等整備寄附金を受け、温泉保養交流施設等整備基金に積み立てる。

【補正の内訳】

温泉保養交流施設等整備基金積立金 1,000 千円

平成 29 年度補正予算の概要（4 月 12 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、農業集落排水施設の修繕に要する経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

（1）予算規模

補正前の額：48,125,000 千円	補正額：12,000 千円	計：48,137,000 千円
---------------------	---------------	-----------------

歳入の補正		歳出の補正	
繰入金	12,000	農林水産業費	12,000
計	12,000	計	12,000

（2）補正予算の事業

① 農業集落排水事業特別会計繰出金（上下水道課） 12,000 千円

【事業内容】

農業集落排水施設の修繕に要する経費の財源として繰出金を増額する。

【補正の内訳】

・ 農業集落排水事業特別会計繰出金 12,000 千円

3 特別会計補正予算

（1）農業集落排水事業特別会計

補正前の額：809,600 千円	補正額：12,000 千円	計：821,600 千円
------------------	---------------	--------------

【事業内容】

本成寺南部浄化センターの水中攪拌機の故障に伴い、修繕に要する経費について措置する。

【補正の内訳】

・ 施設修繕料 12,000 千円